

令和7年矢板市議会定例会

第403回随時会議

報告事項

令和7年5月

矢板市

令和 7 年矢板市議会定例会第 4 0 3 回随時会議報告事項

報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・ P 1

専決第 2 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

報告第 2 号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・ P15

専決第 3 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・ P20

専決第 4 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

報告第 4 号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・ P26

専決第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 1 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 2 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

専決第 2 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 2 0 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和 3 0 年矢板市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民税の申告） 第 3 6 条の 2 略 2 ～ 8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について 必要があると認める場合には、新たに 第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲 げる者に該当することとなつた者 に、当該該当することとなつた日から 2 0 日以内に、その名称、代表者又は 管理人の氏名、主たる事務所又は事業 所の所在、<u>当該</u>市内に有する事務所、 事業所又は寮等の所在、法人番号（行 政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律（平 成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号	（市民税の申告） 第 3 6 条の 2 略 2 ～ 8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について 必要があると認める場合には、新たに 第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲 げる者に該当することとなつた者 に、当該該当することとなつた日から 2 0 日以内に、その名称、代表者又は 管理人の氏名、主たる事務所又は事業 所の所在、<u> </u>市内に有する事務所、 事業所又は寮等の所在、法人番号（行 政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律（平 成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号

法」という。) 第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～7 略

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

法」という。) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

2～7 略

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(施行規則第15条の3第3項並びに
第15条の3の2第4項及び第5項の
規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第
3項並びに第15条の3の2第4項及
び第5項の規定による補正の方法の申
出は、当該家屋に係る区分所有者の代
表者が毎年1月31日までに次の各号
に掲げる事項を記載した申出書を市長
に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び
個人番号(番号法第2条第5項に規
定する個人番号をいい、当該書類を
提出する者の同項に規定する個人番
号に限る。以下固定資産税について
同じ。)又は法人番号(同条第16
項に規定する法人番号をいう。以下
固定資産税について同じ。)(個人
番号又は法人番号を有しない者にあ
つては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

(施行規則第15条の3第3項並びに
第15条の3の2第4項及び第5項の
規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第
3項並びに第15条の3の2第4項及
び第5項の規定による補正の方法の申
出は、当該家屋に係る区分所有者の代
表者が毎年1月31日までに次の各号
に掲げる事項を記載した申出書を市長
に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び
個人番号(番号法第2条第5項に規
定する個人番号をいい、当該書類を
提出する者の同項に規定する個人番
号に限る。以下固定資産税について
同じ。)又は法人番号(同条第15
項に規定する法人番号をいう。以下
固定資産税について同じ。)(個人
番号又は法人番号を有しない者にあ
つては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 略

2 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等
に対して課する種別割の税率は、1台
について、それぞれ当該各号に定める
額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以
下のもの又は定格出力が0.6キ
ロワット以下のもの (ウ及びオに
掲げるものを除く。) 年額
2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.
05リットルを超え、0.09リ
ットル以下のもの (ウに掲げるも
のを除く。) 又は定格出力が0.
6キロワットを超え0.8キロワ
ット以下のもの 年額 2,00
0円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.
125リットル以下かつ最高出力
が4.0キロワット以下のもの
年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.
09リットルを超えるもの (ウに

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等
に対して課する種別割の税率は、1台
について、それぞれ当該各号に定める
額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以
下のもの又は定格出力が0.6キ
ロワット以下のもの (エに
掲げるものを除く。) 年額
2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.
05リットルを超え、0.09リ
ットル以下のもの _____
_____ 又は定格出力が0.
6キロワットを超え0.8キロワ
ット以下のもの 年額 2,00
0円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.
09リットルを超えるもの _____

掲げるものを除く。）又は定格出

力が0.8キロワットを超えるも

の 年額 2, 4 0 0 円

才 略

(2) · (3) 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。

_____又は定格出

力が0.8キロワットを超えるも

の 年額 2, 4 0 0 円

工 略

(2) · (3) 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに__当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。

以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)・(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を	以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)・(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を
---	--

受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第4項に規定する免許情報記

受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において、「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）

録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 略

(特別土地保有税の減免)

_____を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

_____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 略

3・4 略

(特別土地保有税の減免)

第 1 3 9 条の 3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号法第 2 条第 1 6 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額

(3) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営

第 1 3 9 条の 3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号法第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価格並びに税額

(3) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営

申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の2 略

2～15 略

申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第8条の2 略

2～15 略

1 6 法附則第 1 5 条第 3 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 7 ・ 1 8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 8 条の 3 略

2 ～ 1 3 略

1 4 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3

第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にか

1 6 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

1 7 ・ 1 8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 8 条の 3 略

2 ～ 1 3 略

<u>かわらず、同条第 1 項の規定を適用する</u> <u>ことができる。</u> <u>1 5</u>・<u>1 6</u> 略	<u>1 4</u>・<u>1 5</u> 略
--	--------------------------------

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 改正後の矢板市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 8 2 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 2 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 3 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第 3 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 2 1 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和 3 5 年矢板市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1・2 略	1・2 略
(法 <u>附則第 1 5 条第 3 6 項</u> の条例で定める割合)	(法 <u>附則第 1 5 条第 3 7 項</u> の条例で定める割合)
3 法 <u>附則第 1 5 条第 3 6 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	3 法 <u>附則第 1 5 条第 3 7 項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完	4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完

了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略 5～13 略 14 法附則第15条第1項、第9項、 第13項から第17項まで、第19項、 第20項、第24項、第27項、 第31項から<u>第33項まで、第36項、 第37項、第41項若しくは第44項、</u> 第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある 各年度分の都市計画税に限り、第2条 第2項中「又は第33項」とあるのは 「若しくは第33項又は附則第15条 から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。 15 略	(2)～(6) 略 5～13 略 14 法附則第15条第1項、第9項、 第13項から第17項まで、第19項、 第20項、第24項、第27項、 第31項から<u>第34項まで、第37項、 第38項、第42項若しくは第45項、</u> 第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある 各年度分の都市計画税に限り、第2条 第2項中「又は第33項」とあるのは 「若しくは第33項又は附則第15条 から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。 15 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月19日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第4号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

矢板市長 森 島 武 芳

記

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 2 2 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年矢板市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 6 万円</u> とする。	2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>6 5 万円</u> とする。
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金

額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月19日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第 1 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 2 月 25 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 7 年 1 月 23 日、栃木県矢板市木幡 2545 番地 6 において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 292,380 円
- 2 和解の条件 市から相手方に 1 の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]